川崎市自転車利用基本方針



平成30年3月 川 崎 市



はじめに

我が国の総人口の推移は減少傾向にあり、少子高齢化が進む中、 本市は、東京都心に近く、国際空港である羽田空港に隣接している



などの交通利便性の良さから人口は増え続けており、平成 29 年 4 月には、発足当時 5 万人だった人口が 150 万に到達しました。

また、本市では、先端技術や世界的な企業の集積により、ライフサイエンスや環境分野などでの技術の蓄積が進むほか、文化芸術やスポーツにかかわる資源も集積し、多様な主体の連携によって質の高い活動が展開されています。

さらに、多摩丘陵などの緑をはじめ市域の北側には、約30キロに渡り多摩川の自然環境を有しており、河川敷に整備されたサイクリングコースは、日ごろからサイクリングやランニングなど多くの市民の方々に利用され、親しまれています。

近年では、国内においても自転車をシェアして必要なときだけ、必要なタイミングで自転車を利用する「シェアサイクル」が急速に普及するなど、自転車利用はますます増加傾向にあると考えられます。このように、自転車は便利で身近な乗り物として、通勤・通学、買物、サイクリング、レジャーなど、日常生活から余暇活動まで、様々な場面で利用されています。

一方、駅周辺地区には自転車が集中し、多くの自転車が放置されるとともに、自転車が車両であるという意識の低下などにより、道路空間において危険性が増大し、安全性・快適性の向上を求める声が高まっています。

本市では、これらの課題を解決するために、「自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、 駐輪場を整備し放置自転車の撤去活動を行うとともに、安全性の向上に向けた通行環境整備 や、街頭での自転車利用ルール・マナー啓発活動など、自転車利用環境の向上に取り組んで きました。

こうした中、平成 29 年 5 月には「自転車活用推進法」が施行され、シェアサイクル等の施設の整備や、自転車を活用した国民の健康の保持増進など具体的な基本方針が明記され、自転車を活用した取組が全国各地で進められています。本市といたしましても、さらなる安全性・快適性の向上を図るとともに、自転車を活かしたまちづくりの推進に向け、自転車利用の方向性を示す「川崎市自転車利用基本方針」を策定しました。

今後、この方針に基づき、自転車活用推進計画の策定やさらなる自転車施策の展開を図るなど、「最幸のまちかわさき」の実現に向けて、全力を尽くしてまいりたいと考えています。

平成 30(2018)年 3 月

目次

1. 自輔	転車利用基本方針策定の背景・目的	1
(1)	背景と目的	1
(2)	自転車利用基本方針の位置づけ等	2
(3)	自転車に関わる社会的な動向	3
2. 川山	- 崎市における自転車の利用状況と取組の考え方	10
(1)	自転車の利用状況	10
(2)	自転車の利用目的	11
(3)	自転車を利用する距離	13
(4)	本市における自転車の取組の考え方	14
3. これ	れまでの取組と課題	15
(1)	自転車通行環境の整備	15
(2)	駐輪環境の整備	20
(3)	ルール・マナーの教育・啓発活動	24
4. 自輔	転車活用の可能性	30
(1)	地形や立地	30
(2)	周辺都市の状況	30
(3)	多摩川サイクリングコース	31
5. 自輔	転車利用基本方針の考え方	32
6. 4	つの視点と基本方針	33
(1)	通行環境整備	34
(2)	駐輪対策	40
(3)	自転車の活用	43
(4)	ルール・マナー啓発	46
7. 自輔	転車利用基本方針策定後の流れ	49
参 老		50